

天理市柳本小学校建替え整備事業設計・施工一体型業務
評価に関する事項

1 応募資格審査

市は、応募表明者が、募集要項に示す「応募者の備えるべき要件等」を満たしているか否かについて、応募資格審査申請書類及び資格審査に必要なその他の関連資料を審査する。

また、応募資格審査の結果を、応募表明者に通知する。

2 提案審査

(1) 基礎項目審査

① 提案資料の確認

市は、応募者が提出した提案書類について、募集要項等で示す提案書類が揃っていることを確認する。
提案書類に不備がある場合は、失格とする。

② 基礎項目の審査

市は、応募者から提案された提案書について、下記の基礎項目を満たしているか否かについて審査する。応募者の提案内容が基本項目を満たしていない場合は、応募者に確認のうえ、失格とする。

- ・ 要求水準書に示す要求水準を満たしているか。
- ・ 募集要項及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反の無いこと。

(2) 総合評価

基礎項目審査を通過した応募者の事業提案書の内容について、プレゼンテーション審査を含めた総合評価を実施する。総合評価では、選定委員会が、審査基準に基づき、事業提案書の内容を的確性・独創性・具体性・実現可能性の観点等から評価するとともに、提案価格を評価する。なお、総合評価の過程において、要求水準を充足していないことが判明した場合には、失格とする。

① 事業提案書のプレゼンテーション

応募者は、選定委員会において自身の事業提案書についてのプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。なお、プレゼンテーション等の日時、会場、実施方法、注意事項等については、別途プレゼンテーションを行う応募者に対して通知する。

② 提案書の内容に関する評価方法と配点

選定委員会において、応募者の事業提案書の内容に対し定性評価点を付与する。定性評価点は評価項目ごとに以下の採点基準票のとおり5段階で評価し、全体で「700点満点」とする。なお、各委員の採点の平均点を選定委員会の採点とするため、採点結果は採点基準による計算結果と一致しない可能性がある。

評価区分と評価比準

評価区分	内 容	評価比率
A	評価項目に関して、特に優れている。	100%
B	評価項目に関して、優れている。	75%
C	評価項目に関して、標準的である。	50%
D	評価項目に関して、劣っている。	25%
E	評価項目に関する提案がない。	0%

提案審査の評価項目及び配点は以下のとおりとし、下票の最低基準を下回ったときは、失格とし総合評価は行わない。

なお、提案審査の配点及び評価の視点は別紙のとおりとする。

評価項目に対する配点と最低基準点

評価項目		配点	最低基準点
定性評価点 (700 点)	1 事業計画の提案に関する項目	200 点	350 点
	2 設計業務の提案に関する項目	480 点	
	3 応募者独自の提案に関する項目	20 点	

③ 提案価格の確認と配点

選定委員会は、応募者から提出された価格提案書に記載された提案が、提案限度額の範囲内であるか否かを確認し、提案限度額を超えている場合は、失格とする。

なお、著しい低価格の場合、適正な履行が可能かどうか、市が調査を行う場合がある。

価格評価点は、提案価格を対象として、次に示す方法に基づき算定する。

・総合評価審査に進んだ全応募者のうち、提案価格が最低であるものを第1位とし、価格評価点の満点である「200点」を付与する。

・その他の応募者の価格評価点は、第1位の提案価格（最低提案価格）と当該応募者の提案価格（当該提案価格）の関係から、下記算式により算出する。なお、算出した得点の小数点第3位を四捨五入する。

$$\text{価格評価点} = 200 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{【最低提案価格】}}{\text{【提案価格】}} \right)$$

④ 第2審査

第2審査は、価格評価点と定性評価点を合算した点数の上位3者程度を選出し実施する。

選出された応募者は、児童、教職員及び学校運営協議会の委員（必要に応じて、保護者及び地域で組織される学校関係団体の委員を加える）（以下：「対象者」）を対象に15分程度のビデオプレゼンテーションを行う。対象者は一人につき1票を有するものとし、最も好ましい事業案を提案する応募者に1票を投票する。

集計は3グループに分けて行うものとし、グループ1は児童、グループ2は教職員、グループ3は学校運営協議会の委員及び必要に応じて加えられた委員とする。配点はグループ1の得票数第1位に30点、第2位に20点、第3位に10点を付与し、グループ2及びグループ3についても同様とする。

選定委員会は、ビデオプレゼンテーション及び投票の結果を勘案し、各委員40点を上限とし加点を行うことができる。

⑤ 総合評価の配点

選定委員会は、提案価格に基づいて算出した価格評価点と、提案内容に基づいて算出した定性評価点、第2回審査の評点の合計値である総合評価点を算出し、最も得点の高い提案を行った応募者を優先交渉権者、次に得点の高い提案を行った応募者を時点交渉権者として選定する。

$\begin{aligned} \text{【総合評価点】} &= \text{【価格評価点】} + \text{【定性評価点】} + \text{【第2審査投票配点】} + \text{【第二審査選定委員加点】} \\ (\text{満点：1190点}) &= (\text{満点：200点}) + (\text{満点：700点}) + (\text{満点：90点}) + (\text{満点200点}) \end{aligned}$

優先交渉権者の決定

1 優先交渉権者及び時点候補者の決定

市は、選定委員会による評価結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。ただし、総合評価点が最も高い応募者が複数いる場合、定性評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。また、定性評価点も同点の場合は価格評価点で比較し、価格評価点も同点の場合、委員会で協議し委員長が決することとする。

なお、市が優先交渉権者と基本協定を締結しないことが確定した場合、または基本協定が解除された場合には、次点交渉権者と交渉するものとする。ただし、この場合にあっても同時に２者以上と交渉することはない。

応募者が１者のみであった場合についても審査を実施し、審査過程において適切と判断された場合は、最優秀提案として選定する。市はこの結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

2 選定結果及び審査講評の公表

最優秀提案の選定結果については、応募者の代表企業に通知するほか、審査講評を市ホームページにて公表する。

3 優先交渉権者を決定しない場合の措置

応募者がいない場合または応募者が１者以上あった場合についても審査過程においてすべての応募者が適切でないと判断された場合においては、優先交渉権者を決定せず、その旨を速やかに公表する。

1 評価項目と配点一覧

区分	項目 番号	評価項目	配点 (点)	配点割合 (%)
A 事業計画の提案に関する項目			180	25.71%
	A-1	事業実施方針	50	7.14%
	A-2	実施体制	20	2.86%
	A-3	工程計画	20	2.86%
	A-4	リスクマネジメント	10	1.43%
	A-5	地域社会・経済への貢献	80	11.43%
B 設計業務の提案に関する項目			450	64.29%
	B-1	一人一人の子どもをまんやかにした楽しい学校づくり (学び・遊び・居場所の充実)	200	28.57%
	B-2	常識にとらわれない楽校「つくり」＝既視感のない学校 (脱ビルディングタイプ)	100	14.29%
	B-3	地域と共にある楽校「みんなの学校」(地域連携・スク ールコミュニティ)	150	21.43%
C 建設・工事監理業務の提案に関する項目			50	7.14%
	C-1	建設業務に係る事項	30	4.29%
	C-2	工事監理業務に係る事項	20	2.86%
D 応募者独自の提案に関する項目			20	2.86%
	D-1	応募者独自のノウハウやアイディア	20	2.86%
定性評価点			700	100.0%

2 評価項目と評価の視点

区分	項目 番号	評価項目	評価の視点
A 事業計画の提案に関する項目			
	A-1	事業実施方針	①本事業の目的及び基本理念を踏まえた本事業の実施方針、実施計画（全体計画）の提案があるか。 ②事業の全体計画と整合のとれた、設計・建設業務の個別の実施方針、実施計画の提案があるか。 ③共用開始後の学校の維持管理運営を見据えた工夫が提案されているか。 ④事業期間中に児童や地域の方が事業に関われる、体験できる提案はあるか。
	A-2	実施体制	①適切な実施体制が確立されているか。 ・業務実績を生かした体制上の提案があるか。 ・代表企業を中心とした各構成員の役割と責任分担、情報共有体制等が具体的に示されているか。 ②設計、建設・工事監理業務の各段階における市及び学校等の調整等に係る協議体制の提案があるか。 ③提案内容に基づいた適切な工事お及び提案内容との整合性の確認が行えるよう具体的かつ優れた提案がされているか。
	A-3	工程計画	①具体的かつ的確な工程計画の提案があるか。 ②動線の確保や騒音・振動への対策など、事業期間中における学校運営への影響を最小限に留めるための工夫があるか。
	A-4	リスクマネジメント	①効果的なリスク管理体制の構築の提案があるか。 ②本事業のリスクの把握とそれを踏まえた対応案の提案があるか。
	A-5	地域社会・経済への 貢献	①市内企業との連携に係る提案があるか。 ・天理市内の業者が代表企業である。 ・天理市内の業者が応募グループの一員である。 ・上記2つの条件を共に満たす応募グループである。 ②天理市内の業者が協力企業として参入する提案があるか。 ・天理市内の業者の受注額の合計が、事業費（工事費・設計費・

		工事監理費・備品費）の10%以上の予定である。 ・天理市内の業者の受注額の合計が、事業費（工事費・設計費・工事監理費・備品費）の5%以上10%未満の予定である。 ・天理市内の業者の受注額の合計が、事業費（工事費・設計費・工事監理費・備品費）の5%未満の予定である。 ④事業期間全体にわたる地域への貢献に係る提案があるか。 （地元産材の使用、地元からの資材調達等）
B 設計業務の提案に関する項目		
	B-1	一人一人の子どもをまんやかにした楽しい学校づくり（学び・遊び・居場所の充実） 実施方針・要求水準書に記載の内容に沿った提案があるか。
	B-2	常識にとらわれない楽校「つくり」＝既視感のない学校（脱ビルディングタイプ） 実施方針・要求水準書に記載の内容に沿った提案があるか。
	B-3	地域と共にある楽校「みんなの学校」（地域連携・コミュニティ機能） 実施方針・要求水準書に記載の内容に沿った提案があるか。
C 建設・工事監理業務の提案に関する項目		
	C-1	建設業務に係る事項 ①建設工事期間中の児童及び職員、利用者の安全への配慮が提案されているか。 ②建設工事期間中の学習環境への配慮が提案されているか。 ③建設工事期間中における近隣住民への配慮（安全対策、施工情報の発信、説明会等）に関する提案されているか。 ④施工中の品質管理方策（品質管理体制、定期的な内部監査方法等）や、施工精度の確保に関して、優れた提案がされているか。
	C-2	工事監理業務に係る事項 ①工事監理業務を効果的に実施するための工夫（本施設の特性を踏まえた工事監理の留意点やポイント等）の提案があるか。 ②工事監理業務を着実に実施するための手順（工事着工から竣工までの工事監理体制、フロー、市への報告方法等）に係る提案があるか。 ③確実な品質管理に係る実施体制の提案があるか。
D 建設・工事監理業務の提案に関する項目		
	D-1	応募者独自のノウハウやアイデア ①いずれの評価項目にも含まない内容で、本事業の目的を達成する上で、有益で実現性の高い独自の提案があるか。